京都大学学際融合教育研究推進センターナノテクノロジーハブ拠点利用内規

（平成２３年３月２３日拠点マネージャー裁定制定）

（趣旨）

第１条　この内規は、京都大学学際融合教育研究推進センターナノテクノロジーハブ拠点（以下「ハブ拠点」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　ハブ拠点の利用は、科学技術の発展に資する研究開発に係る実験研究を目的とするものに限るものとする。

２　前項の規定にかかわらず、運営責任者（京都大学学際融合教育研究推進センターナノテクノロジーハブ拠点要項（平成３０年７月３１日ナノテクノロジーハブ拠点ユニット長裁定）第３第１項の規定によるものをいう。以下同じ。）が特に必要と認めたときは、利用させ、又は利用を中止させることがある。

（利用日）

第３条　ハブ拠点の利用日は、次の各号に掲げる日以外の日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（次号において「祝日法による休日」という。）

(3) １２月２９日から翌年１月３日まで（祝日法による休日を除く。）

(4) ６月１８日（創立記念日）

(5) ８月第３週の月曜日、火曜日及び水曜日

２　前項の規定にかかわらず、運営責任者が特に必要と認めたときは、臨時に利用させ、又は利用を中止させることがある。

（利用時間）

第４条　ハブ拠点の利用時間は、午前９時から午後５時１５分までとする。

２　前項の規定にかかわらず、運営責任者が特に必要と認めたときは、利用時間を延長し、又は短縮することがある。

（利用者の資格）

第５条　ハブ拠点を利用することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 本学の教職員及び学生

(2) 学術研究を目的とする機関に所属し、研究に従事する者

(3) 企業等に所属し、研究開発に従事する者

(4) その他運営責任者が特に必要と認めた者

（利用形態）

第６条　利用者によるハブ拠点の利用形態は、以下のとおりとする。

(1) 別表第１に定める装置群（以下「装置群」という。）又は別表第２に定める実験室等（以下これらを「装置群等」という。）の利用

(2) 技術代行及び技術補助並びに事前講習（以下「技術代行等」という。）の利用

（利用の申請）

第７条　装置群等を利用しようとする者は、所定の方法により運営責任者に申請し、その許可を受けなければならない。

２　装置群等の利用期間は、許可を受けた日から最長で６か月とし、利用期間終了後も継続して利用しようとする場合は、再度申請を行うものとする。
３　技術代行等を利用しようとする者は、所定の方法により運営責任者に申請し、その許可を受けなければならない。
４　前３項によりハブ拠点を利用しようとする者は、利用に当たってハブ拠点の職員に相談することができる。
５　運営責任者は、第１項又は第３項の規定により利用を許可した者に対して、その旨を通知するものとする。
６　運営責任者は、第１項又は第３項の利用の許可に際し必要と認めるときは、当該利用について必要な条件を付すものとする。
７　第１項又は第３項の利用の許可を受けた者は、当該利用に関し責任者（以下「利用責任者」という。）となる。
８　利用責任者は、利用の許可を受けた後において、利用日時を変更する場合は、速やかに運営責任者に申し出て、その許可を受けなければならない。
９　利用責任者は、利用の許可を受けた後において、自己の都合により利用を中止する場合、速やかに運営責任者に届け出なければならない。

（利用責任者の責務）

第８条　利用責任者は、ハブ拠点の利用に関し、次の各号に掲げる事項を遵守し、適正に利用しなければならない。

(1) 利用を許可された装置群について、高度専門技術職員等による十分な教育を受けること。
(2) 利用を許可された装置群等及びその設備、備品等の保全に努めること。
(3) 利用を許可された目的以外に使用しないこと。
(4) 利用を許可された装置群等及びその設備、備品等の一部又は全部を他の者に転貸しないこと。
(5) 利用を許可された装置群等及びその設備、備品等に対し、運営責任者の許可なく改造、変更等を行わないこと。
(6) その他運営責任者が定め、又は指示する事項

（利用の許可の取消等）

第９条　運営責任者は、次の各号の一に該当する場合、ハブ拠点の利用の許可を取り消し、又は利用を中止させることができる。

(1) 利用責任者が、この内規に違反し、又は違反するおそれがあると運営責任者が認めるとき。
(2) 利用責任者が、所定の申請書に虚偽の記載をしたとき。
(3) 本学において、管理上の事由が生じたとき。

（報告義務）

第１０条　利用責任者は、運営責任者からその利用に係る事項について報告を求められた場合は、それに応じなければならない。

（利用負担金等）

第１１条　利用責任者は、本学の指定する方法により、利用負担金等を納付しなければならない。
２　利用負担金等の額は別途定めるところによる。
３　一旦納付された利用負担金等は、返還しない。ただし、次の各号に掲げる場合は、利用負担

金等の全部又は一部を返還する。

(1) 本学の都合により利用の許可を取り消し、又は利用を中止させた場合

(2) 利用責任者の都合により装置群等の利用を中止したときに、納付された利用負担金等を第６項に規定するキャンセル料に充当してもなお残額がある場合

４　利用負担金等は、月ごとに利用実績に応じて請求する。

５　利用負担金等は、本学の発行する請求書により、請求書発行日の翌月末までに納付しなければならない。

６　装置群等の利用について、装置利用日の２２営業日前の日以降に、第７条第９項の届出があった場合、利用責任者は、別に定めるキャンセル料を納付しなければならない。ただし、当該利用に係る利用負担金等が、すでに納付されている場合は、その利用負担金等をキャンセル料に充当する。

７　京都大学学際融合教育研究推進センターナノテクノロジーハブ拠点の利用に係る負担金に関する内規（平成２３年３月２３日拠点マネージャー裁定。以下「利用負担金内規」という。）の第８条又は第９条に規定する利用負担金等の割引を受けたにもかかわらず、文部科学省マテリアル先端リサーチインフラ事業（以下「ARIM 事業」という。）で定める期限までに成果を公開しない場合又はデータ登録を行わない場合は、利用負担金内規の第３条、第５条又は第６条に規定する利用負担金等と既に納付された利用負担金等との差額を納付しなければならない。

（消耗品等）

第１２条　装置群等で使用する消耗品、材料等は、原則利用責任者が準備し、その費用を負担するものとする。

２　利用責任者は、ハブ拠点にある消耗品、材料等を使用した場合、その実費を負担するものとする。

３　利用責任者が準備し、その費用を負担する消耗品、材料等については、本学の諸規程に従い運営責任者が使用を認めたもののみハブ拠点において使用することができるものとする。

（損害賠償）

第１３条　利用責任者は、本人又は当該利用に係る関係者がその責に帰すべき事由により装置群等若しくはその設備又は物品を滅失し、破損し、又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

（原状回復）

第１４条　利用責任者は、装置群等の利用を終えた場合（第９条又は第１７条第３項の規定により運営責任者が利用の許可を取り消し、又は利用を中止させた場合を含む。）は、直ちに当該装置群等を原状に回復して返還しなければならない。ただし、運営責任者が特に認めたときは、この限りではない。

２　利用責任者が原状回復の義務を履行しないときは、運営責任者は利用責任者の負担においてこれを行うことができる。この場合において、利用責任者は、運営責任者に異議を申し立てることができない。

（装置群等利用の明記）

第１５条　利用責任者は、装置群等を利用して行った研究の成果を論文等により公表するときは、当該論文等に、ハブ拠点及び当該装置群等を利用した旨を明記するものとする。

（免責）

第１６条　ハブ拠点は、利用者がその目的を達成するように協力し、及び支援するが、目的の達成を保証するものではない。

２　ハブ拠点は、ハブ拠点の装置群等の利用によって利用者に生じた損害について、責任を負わないものとする。

３　ハブ拠点は、ハブ拠点の装置群等の利用に基づいて利用者が行った商品の販売、役務の提供その他の行為によって利用者に生じた損害について、責任を負わないものとする。

（安全衛生管理）

第１７条　利用責任者及びハブ拠点の装置群等の利用に係る関係者は、当該ハブ拠点における安全衛生管理について、関係する法令及び本学の諸規程（以下「法令等」という。）を遵守するとともに、法令等に基づき運営責任者が行う指示に従わなければならない。

２　利用責任者は、騒音、振動、水質汚濁、悪臭等の環境問題が発生しないよう、予防措置を講ずるものとし、問題が発生した場合は、利用責任者の責任において速やかに解決のための措置を講じなければならない。

３　前項の問題が解決されない場合は、運営責任者は、装置群等の利用の許可を取り消し、又は利用を中止させることがある。

（秘密保持）

第１８条　ハブ拠点の教職員は、業務上知りえた、利用者の機密である旨が文書で明示された技術上の情報（機密である旨を明示して口頭で開示された技術上の情報であって、開示後速やかに文書により機密である旨が明示されたものを含む。以下「秘密情報」という。）について、第三者に対し開示し、又は漏えいしてはならない。

２　前項の規定にかかわらず、法令等により開示が義務付けられているとき、又は主務官庁、裁判所その他の公的機関より法令等に基づき開示の請求等を受けたときは、秘密情報の開示を必要かつ相当な範囲で行うことができる。

３　前２項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報には適用されないものとする。

(1) 利用者から開示を受けた際、既にハブ拠点が所有していた情報

(2) 利用者から開示を受けた際、既に公知又は公用であった情報

(3) 利用者から開示を受けた後、ハブ拠点の責によらずに公知又は公用となった情報

(4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず適法に入手した情報

(5) 利用者が事前に文書により開示を承諾した情報

４　利用者相互における秘密保持に関しては、利用者自身の管理に委ねるものとし、ハブ拠点は一切の責務を負わないものとする。

５　前各項に定めるもののほか、秘密情報の取扱いに関し必要な事項は、ハブ拠点及び利用責任者で別途協議して決定するものとする。

（知的財産権）

第１９条　利用者がハブ拠点を利用した結果生じた知的財産権の取扱い等については、当該発明等の発生事態を勘案して、ハブ拠点及び当該利用者で別途協議して決定するものとする。

（内規等の遵守）

第２０条　利用者は、ハブ拠点の利用に関し、この内規及び京都大学の定める事項を遵守するものとする。

２　利用者は、ハブ拠点の利用において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用等）その他の不正行為を行ってはならない。

（内規の変更）

第２１条　拠点マネージャーは、次の各号に掲げる場合には、利用責任者の同意を得ることなく

この内規を変更できるものとする。

(1) この内規の変更が、利用責任者の一般の利益に適合するとき。

(2) この内規の変更が、第２条の目的及びハブ拠点の利用目的に反せず、かつ、ハブ拠点管理上の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

２　前項による内規の変更にあたっては、内規の変更をする旨及び変更後の内規の内容並びに変更の効力発生日を、当該効力発生日までに相当な期間をおいてハブ拠点ホームページに掲示し、又は利用責任者に電子メールで通知するものとする。

（その他）

第２２条　この内規に定めるもののほか、ハブ拠点の利用に関し必要な事項は、運営責任者が定める。

附　則

この内規は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この内規は、平成２３年１０月１日から施行する。

附　則

この内規は、平成２４年１２月１日から施行する。

附　則

この内規は、平成２４年１２月１６日から施行する。

附　則

この内規は、平成２５年１０月１日から施行する。

附　則

この内規は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この内規は、平成２９年６月１５日から施行する。

附　則

この内規は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この内規は、令和元年１０月１日から施行する。

附　則

この内規は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この内規は、令和５年４月１日から施行する。

別表第１　装置群

装　置　群			
微細加工装置群	A	吉田キャンパス ／桂キャンパス	ナノリソグラフィー装置群
	B	吉田キャンパス ／桂キャンパス	ナノ材料加工・創製装置群
	C	吉田キャンパス	ナノ材料分析・評価装置群
微細構造解析装置群	D	宇治キャンパス	ナノ微細構造解析装置群

別表第２　実験室等

区分	実　験　室　等	
a	吉田キャンパス ／桂キャンパス	クリーンルーム （イエロールーム、クリーンルーム１、クリーンルーム２、桂クリーンルーム）
b	吉田キャンパス	加工・評価室 （加工・評価室、加工・評価室ＢＦ）
c	吉田キャンパス	サテライトラボ（専有部分）
d	吉田キャンパス	サテライトラボ（共有部分）
e	吉田キャンパス	セミナー室

京都大学学際融合教育研究推進センターナノテクノロジーハブ拠点の
利用に係る負担金に関する内規

（平成２３年３月２３日拠点マネージャー裁定制定）

（趣旨）

第１条　この内規は、京都大学学際融合教育研究推進センターナノテクノロジーハブ拠点利用内規（平成２３年３月２３日拠点マネージャー裁定。以下「利用内規」という。）第１１条第２項の規定に基づき、装置等の利用負担金及び実験室等（サテライトラボ（専有部分）及びセミナー室を除く。以下同じ。）の基本料金及び技術代行等における技術料（以下「利用負担金等」という。）並びにサテライトラボ（専有部分）及びセミナー室の利用料金の額等に関し必要な事項を定める。

（利用に係る負担金の額）

第２条　装置等を利用する者は、当該装置等の利用負担金及び当該装置等の利用に係る基本料金の合計額を負担するものとする。

２　技術代行及び技術補助並びに事前講習（以下「技術代行等」という。）を利用する者は、当該技術代行等において使用する装置等の利用負担金及び技術料の合計額を負担するものとする。

３　サテライトラボ（専有部分）又はセミナー室を利用する者は、その利用料金を負担するものとする。

（利用負担金の額）

第３条　装置等の利用負担金の額は、別表第１に定める額とする。

２　前項の規定にかかわらず、利用内規第２条第２項の規定による利用の場合は、別表第１に定める額を２倍した額を装置等の利用負担金とする。

（利用負担金の上限）

第４条　利用を許可されたテーマごとに利用者が負担する装置等の利用負担金の累積額が、別表第２左欄に定める利用者の種別に応じて同表右欄に定める額（以下「負担上限額」という。）を超えた場合、当該利用を許可された期間中は、当該利用者に対し、当該超えた額の負担は求めないものとする。

２　利用者は、利用を許可されたテーマごとに負担上限額をあらかじめ納付しておくことにより、当該利用を許可された期間中は、装置等の利用負担金を都度納付することなく、当該テーマにおいて装置等を利用することができる。この場合において、当該テーマの使用実績に応じた利用負担金の累積額が負担上限額を下回っても、一旦納付された負担上限額との差額は返還しない。

（基本料金の額）

第５条　装置等利用に係る基本料金の額は、別表第３に定める額とする。

（技術代行等における技術料の額）

第６条　技術代行等における技術料の額は、別表第４に定める額とする。

（サテライトラボ及びセミナー室の利用料金の額）

第７条　サテライトラボ（専有部分）又はセミナー室を利用する場合の利用料金の額は、別表第５に定める額とする。

（利用負担金等の割引）

第８条　利用内規第５条第１号及び第２号に掲げる者（以下「１号利用者」という。）については、利用負担金等の額を、別表第１、第３及び第４に定める額の半額とする。ただし、技術料の額を別表第４に定める額の半額とするのは、事前講習及び利用内規別表第１の微細構造解析装置群（以下「微細構造解析装置群」という。）利用者の技術補助の技術料の場合に限る。

２　利用内規第５条第３号に掲げる者のうち、文部科学省マテリアル先端リサーチインフラ事業に則って研究成果を公開することについてあらかじめハブ拠点と合意した者（以下「成果公開利用者」という。）であって、その所属する機関が中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条における中小企業者であるもの（以下「２号利用者」という。）については、利用負担金等の額を、別表第１、第３及び第４に定める額の半額とする。ただし、技術料の額を別表第４に定める額の半額とするのは、事前講習の技術料の場合に限る。

３　利用内規第５条第３号に掲げる者のうち、成果公開利用者であって、その所属する機関が中小企業基本法第２条における中小企業者ではない企業であるもの（以下「３号利用者」という。）については、利用負担金等の額を、別表第１、第３及び第４に定める額の７割に相当する額とする。ただし、技術料の額を別表第４に定める額の７割とするのは、事前講習の技術料の場合に限る。

４　利用内規第５条第３号に掲げる者のうち、成果公開利用者であって、学術研究を目的とする機関と共同で研究を実施するもの（以下「４号利用者」という。）については、利用負担金等の額を、別表第１、第３及び第４に定める額の半額とする。ただし、技術料の額を別表第４に定める額の半額とするのは、事前講習の技術料の場合に限る。

５　利用内規第５条第３号に掲げる者のうち、学術研究を目的とする機関と共同で研究を実施するものであって、成果公開利用者でないもの（以下「５号利用者」という。）については、利用負担金等の額を、別表第１、第３及び第４に定める額の８割に相当する額とする。ただし、技術料の額を別表第４に定める額の８割に相当する額とするのは、事前講習の技術料の場合に限る。

６　利用内規別表第１の微細加工装置群（以下「微細加工装置群」という。）を利用するために、ハブ拠点で準備した標準試料を用いて事前講習を受講する場合の利用負担金の額は、別表第１に定める額（前各項に掲げる者については、前各項の規定により別表第１に定める額から割り引いた後の額）及び別表第４に定めた事前講習の半額とする。

（データ登録者に対する利用負担金等の特別割引）

第９条　前条にかかわらず、京都大学学際融合教育研究推進センターナノテクノロジーハブ拠点データ登録内規（令和５年３月〇〇日拠点マネージャー裁定。）第２条第２号のハブ拠点の装置を利用し、かつ当該装置から取得したデータの登録を申請するものの利用負担金等の額は、次の各号のとおりとする。

(1)　１号利用者は、別表第１、第３及び第４に定める額の３割５分とする。ただし、技術料の額を別表第４に定める額の３割５分とするのは、事前講習及び微細構造解析装置群利用者の技術補助の技術料の場合に限る。

(2)　２号利用者は、別表第１、第３及び第４に定める額の３割５分とする。ただし、技術料の額を別表第４に定める額の３割５分とするのは、事前講習の技術料の場合に限る。

(3)　３号利用者は、別表第１、第３及び第４に定める額の５割６分に相当する額とする。ただし、技術料の額を別表第４に定める額の５割６分に相当する額とするのは、事前講習の技術料の場合に限る。

(4)　４号利用者は、別表第１、第３及び第４に定める額の３割５分とする。ただし、技術料の額を別表第４に定める額の３割５分とするのは、事前講習の技術料の場合に限る。

２　前項の規定により割引後の料金に１０円未満の端数が出た場合は、１円単位で四捨五入した額とする。

（キャンセル料の額）

第１０条　装置等の利用中止に係るキャンセル料の額は、別表第６に定める額とする。

（新規利用者及び紹介者の利用負担金）

第１１条　第３条、第４条、第８条及び第９条の規定にかかわらず、新規利用者及び紹介者の装置等（微細加工装置群の装置等に限る。）の利用負担金に関し必要な事項は、別に定める。

（内規の変更）

第１２条　拠点マネージャーは、次の各号に掲げる場合には、利用内規第７条第７項に定める利用責任者（以下「利用責任者」という。）の同意を得ることなくこの内規を変更できるものとする。

(1)　この内規の変更が、利用責任者の一般の利益に適合するとき。

(2)　この内規の変更が、利用内規第２条の目的及びハブ拠点の利用目的に反せず、かつ、ハブ拠点管理上の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

２　前項による内規の変更にあたっては、内規を変更する旨及び変更後の内規の内容並びに変更の効力発生日を、当該効力発生日までに相当な期間をおいてハブ拠点ホームページに掲示し、又は利用責任者に電子メールで通知するものとする。

（その他）

第１３条　この内規に定めるもののほか、利用負担金等及びキャンセル料に関し必要な事

項は、京都大学学際融合教育研究推進センターナノテクノロジーハブ拠点要項（平成３０年７月３１日ナノテクノロジーハブ拠点ユニット長裁定）第３第１項に規定する運営責任者が定める。

附　則

この内規は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この内規は、平成２３年１０月１日から施行する。

附　則

この内規は、平成２４年１２月１日から施行する。

附　則

この内規は、平成２４年１２月１６日から施行する。

附　則

この内規は、平成２５年１０月１日から施行する。

附　則

この内規は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この内規は、平成２６年８月１日から施行する。

附　則

この内規は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この内規は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

１　この内規は、令和元年１０月１日から施行する。

２　第５条第１項に係る別表第２の規定については、この規程の施行の日の前に利用を許可された期間が終了する場合は、なお従前の例による。また、利用を許可された期間が施行日前後にまたがる場合は、別表第２に定める金額の１１０分の１００に相当する額を基準とし、施行日前の利用については、利用負担金の合計金額の１０８分の１００に相当する金額を、施行日以後の利用については、利用負担金の合計金額の１１０分の１００に相当する金額をそれぞれ算出し、その累積額が、基準を超えた場合、当該利用を許可された期間中は、当該利用者に対し、それ以降の負担は求めないこととする。

附　則

この内規は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この内規は、令和５年４月１日から施行する。

別表第１　装置等の利用負担金

装置等		利用料	設置場所
装置群	機器名	（一時間当たり）	
A ナノリソグラフィー装置	高速高精度電子ビーム描画装置	90,520円	イエロールーム
	レーザー直接描画装置	24,570円	イエロールーム
	高速マスクレス露光装置	13,970円	イエロールーム
	レジスト塗布装置	2,710円	イエロールーム
	レジスト現像装置	2,710円	イエロールーム
	スプレーコータ	3,450円	イエロールーム
	ウエハスピン洗浄装置	5,040円	イエロールーム
	厚膜フォトレジスト用スピンコーティング装置	5,330円	イエロールーム
	両面マスクアライナー	9,760円	イエロールーム
	露光装置（ステッパー）	36,210円	イエロールーム
	ICP質量分析装置	8,410円	イエロールーム
	紫外線露光装置	1,510円	イエロールーム
	超微細インクジェット描画装置	3,690円	イエロールーム
	有機現像液型レジスト現像装置	3,620円	イエロールーム
	ＥＢ露光装置	3,310円	桂クリーンルーム
	近接効果補正システム	3,140円	クリーンルーム2
	超臨界洗浄乾燥装置	2,070円	イエロールーム
	高圧ジェットリフトオフ装置	6,850円	イエロールーム
	ステッパ	32,020円	桂クリーンルーム
	移動マスク紫外線露光装置	14,780円	桂クリーンルーム
	両面マスクアライナ露光装置	2,320円	桂クリーンルーム
	大面積超高精度電子線描画装置	119,480円	加工・評価室
B ナノ材料加工・創製装置	真空蒸着装置	2,130円	加工・評価室
	多元スパッタ装置（仕様Ａ）	13,840円	加工・評価室
	多元スパッタ装置（仕様Ｂ）	13,170円	加工・評価室
	電子線蒸着装置	10,860円	クリーンルーム1
	プラズマCVD装置	21,980円	クリーンルーム1
	熱酸化炉	3,210円	クリーンルーム2
	電子サイクロトロン共鳴イオンビーム加工装置	12,410円	クリーンルーム2
	ドライエッチング装置	3,100円	クリーンルーム2
	深堀りドライエッチング装置	18,050円	クリーンルーム1
	磁気中性線放電ドライエッチング装置	18,100円	クリーンルーム1
	シリコン酸化膜犠牲層ドライエッチングシステム	14,490円	クリーンルーム1
	シリコン犠牲層ドライエッチングシステム	7,310円	クリーンルーム2
	紫外線ナノインプリントボンドアライメント装置	15,490円	イエロールーム
	基板接合装置	14,070円	イエロールーム
	集束イオンビーム/走査電子顕微鏡	44,330円	加工・評価室
	赤外フェムト秒レーザ加工装置	12,160円	加工・評価室
	レーザアニール装置	11,530円	加工・評価室
	レーザダイシング装置	23,220円	加工・評価室
	真空マウンター	1,810円	加工・評価室
	紫外線照射装置	800円	加工・評価室
	エキスパンド装置	420円	加工・評価室
	ダイシングソー	2,100円	加工・評価室
	ウェッジワイヤボンダ	910円	加工・評価室BF
	ボールワイヤボンダ	930円	加工・評価室BF
	ダイボンダ	840円	加工・評価室BF
	ナノインプリントシステム	3,690円	イエロールーム
	赤外透過評価検査／非接触厚み測定機	3,480円	イエロールーム
	電子線蒸着装置（２）	1,390円	イエロールーム
	高性能マッフル炉	150円	イエロールーム
	UVオゾンクリーナー・キュア装置	1,910円	サテライトラボ
	アクアプラズマクリーナー	3,100円	クリーンルーム2
	誘導結合プラズマ反応性イオンエッチング装置	19,530円	クリーンルーム1
	赤外線ランプ加熱装置	1,170円	加工・評価室
	パリレン成膜装置	1,230円	桂クリーンルーム
	ICP-RIE装置	1,720円	桂クリーンルーム
	簡易RIE装置	1,110円	桂クリーンルーム
	ウエハ接合装置	15,610円	桂クリーンルーム
	ナノインプリント装置	610円	桂クリーンルーム
	ダイシング装置	1,970円	桂クリーンルーム
C　ナノ材料分析・評価装置	超高分解能電界放出形走査電子顕微鏡	16,530円	加工・評価室
	分析走査電子顕微鏡	23,020円	加工・評価室
	X線回折装置	9,310円	加工・評価室BF
	触針式段差計１	1,580円	加工・評価室
	触針式段差計２	1,580円	クリーンルーム2
	マイクロシステムアナライザ	9,700円	加工・評価室
	高速液中原子間力顕微鏡	8,790円	加工・評価室BF
	走査型プローブ顕微鏡システム	8,000円	加工・評価室BF
	光ピンセット	6,710円	加工・評価室
	共焦点レーザー走査型顕微鏡	8,560円	加工・評価室
	全反射励起蛍光イメージングシステム	7,000円	加工・評価室
	長時間撮影蛍光イメージングシステム	5,320円	加工・評価室
	3D測定ﾚｰｻﾞｰ顕微鏡	3,440円	加工・評価室
	ゼータ電位・粒径測定システム	3,680円	加工・評価室
	分光エリプソメーター	5,670円	加工・評価室
	ダイナミック光散乱光度計	4,890円	加工・評価室
	パワーデバイスアナライザ	2,740円	クリーンルーム2
	（プローバ）	2,160円	加工・評価室
	インピーダンスアナライザ	1,130円	加工・評価室BF
	（真空プローバ）	8,460円	加工・評価室BF
	光ヘテロダイン微小振動測定装置	3,620円	加工・評価室BF
	超微小材料機械変形評価装置	3,620円	加工・評価室BF
	卓上顕微鏡(SEM)	1,340円	クリーンルーム1
	セルテストシステム	3,590円	加工・評価室BF
	高周波伝送特性測定装置	1,200円	加工・評価室
	（RFプローブキット）	490円	加工・評価室
	（ネットワークアナライザ）	1,220円	加工・評価室
	（半導体パラメータアナライザ）	1,200円	加工・評価室
	強誘電体特性評価システム	2,460円	加工・評価室
	接触式シート抵抗測定器	1,060円	加工・評価室
	ウェハプロファイラ	18,620円	クリーンルーム2
	光干渉膜厚計	840円	桂クリーンルーム
D　ナノ微細構造解析	極低温高分解能透過電子顕微鏡	22,560円	極低温電子顕微鏡棟９－１室
	球面収差補正透過電子顕微鏡	17,100円	極低温電子顕微鏡棟９－２室
	モノクロメータ搭載低加速原子分解能分析電子顕微鏡	25,680円	超高分解能分光型電子顕微鏡棟3号室
	集束イオンビーム装置	6,960円	超高分解能分光型電子顕微鏡棟6号室
	精密イオン研磨装置	1,540円	超高分解能分光型電子顕微鏡棟6号室
	ミクロトーム	1,540円	極低温電子顕微鏡棟９－２室
	ディンプリング装置	620円	共同研究棟CL-203室

備　考

１．上記表中の利用料は、１時間当たりの機器利用に係る金額（消費税相当額を含む。）であり、
これに当該機器利用時間数を乗じた金額を利用負担金とする。

２．１時間未満の機器利用及び１時間を超える機器利用に係る１時間未満の端数については、
それぞれ１時間の機器利用として、利用負担金を算出するものとする。

３．複数の機器を利用する場合については、各機器の利用料を合算した金額を利用負担金とする。

４．上記装置等を利用する場合は、利用負担金のほかに、別表第３の基本料金を負担しなければならない。

別表第２　利用負担金の上限額

利用者種別	利用料（１テーマ当たり）
第８条第１項の１号利用者又は同条第４項の４号利用者であって、データ登録者であるもの	４００万円
第８条第１項の１号利用者又は同条第４項の４号利用者であって、データ登録者でないもの	６００万円
上記以外の者	１，７００万円

備　考

１　上記表中の利用料は、１テーマ当たりの利用に係る上限額（消費税相当額を含む。）である。

別表第３　装置等利用に係る基本料金

利用料（１時間当たり）
１，５００円

備　考

１　上記表中の利用料は、１時間当たりの装置等利用に係る金額（消費税相当額を含む。）であり、これに利用時間数を乗じた金額を基本料金とする。

—

別表第４　技術代行等における技術料

区分	１時間当たり
技術補助	８，８００円
技術代行	８，８００円
事前講習	８，８００円

備考

１　上記表中の料金は、１時間の技術代行等に係る金額（消費税相当額を含む。）であり、これに利用時間数を乗じた金額を技術料とする。

２　１時間未満の技術代行等及び１時間を超える技術代行等に係る１時間未満の端数については、それぞれ１時間の技術代行等として、算出するものとする。

３　技術代行の技術料には装置等利用の代行料金だけではなく、事前技術検討、事後データ処理又はまたは事後技術検討等の料金も含む。

別表第５　サテライトラボ（専有部分）・セミナー室の利用料金

実 験 室 等	利用料	
	１日当たり	１時間当たり
サテライトラボ（専有部分）	１６８円	２１円
セミナー室		

備　考

１　上記表中の料金は、実験室等の床面積１平方メートルあたりの１日又は１時間の利用にかかる金額（消費税相当額を含む。）であり、これに当該実験室等の床面積及び利用日数又は利

用時間数を乗じた金額とする。

2　１時間未満の実験室等利用及び１時間を超える実験室等利用に係る１時間未満の端数については、それぞれ１時間の実験室等利用として、利用料金を算出するものとする。

3　複数の実験室等を利用する場合については、各実験室等の利用料を合算した金額を利用料金とする。

別表第６　装置等の利用中止に伴うキャンセル料

区　　分	キャンセル料
装置利用日の６営業日前から２２営業日前まで	利用負担金の額の２５％
装置利用日の４営業日前から５営業日前まで	利用負担金の額の５０％
装置利用日当日から３営業日前まで	利用負担金の額の１００％

備　考

1　利用負担金の額とは、利用を許可された装置等の利用負担金の額であり、第３条、第５条、第７条、第８条及び第９条に基づき算出した額とする。

2　営業日とは、利用内規第３条に規定する利用日とする。

3　キャンセル料に円未満の端数が出た場合は、その端数を切り上げるものとする。

新規利用者及び紹介者の利用負担金内規

（令和元年７月３０日拠点マネージャー裁定制定）

（趣旨）

第１条　この内規は、京都大学学際融合教育研究推進センターナノテクノロジーハブ拠点（以下「ハブ拠点」という。）の新規利用者及び紹介者に対する装置等（京都大学学際融合教育研究推進センターナノテクノロジーハブ拠点の利用に係る負担金に関する内規（以下「利用負担金内規」という。）の別表第１に定める微細加工装置群（別表第１のＡからＣ）の装置等に限る。以下同じ。）の利用負担金に関し必要な事項を定めるものとする。

（新規利用者の要件）

第２条　新規利用者とは、当該利用に係る申請時点の利用責任者（京都大学学際融合教育研究推進センターナノテクノロジーハブ拠点利用内規（以下「利用内規」という。）第７条第７項に定めるものをいう。以下同じ。）であって、初めて利用内規第６条の利用形態によりハブ拠点を利用するものをいう。

（新規利用者の利用負担金の額）

第３条　新規利用者の装置等の利用負担金の額（以下「新規利用負担金」という）は、当該新規利用者の利用内規第５条各号に掲げる区分に応じ利用負担金内規第３条及び第９条により算出した利用負担金の額（以下「標準利用負担金」という。）の３分の２に相当する額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

２　新規利用負担金は、新規利用者が利用内規第７条第１項に基づき初めて申請を行った利用期間（以下「新規利用期間」という。）に限り適用し、当該新規利用者が、再度利用内規第７条第１項に定める利用に関する申請を行った場合には適用しない。

３　新規利用負担金は、新規利用者が初めて許可を受けた日から６か月以内（以下「新規利用期間」という。）に限り適用する。

４　新規利用負担金の累積額が、利用負担金内規別表第２左欄に定める利用者の種別に応じて同表右欄に定める額（以下「負担上限額」という。）を超えた場合、当該新規利用者に対し、当該超えた額の負担は求めないものとする。

５　新規利用者は、利用を許可されたテーマごとに負担上限額をあらかじめ納付しておくことにより、当該利用を許可された期間中は、新規利用負担金を都度納付することなく、当該テーマにおいて装置等を利用することができる。この場合において、当該テーマの使用実績に応じた新規利用負担金の累積額が負担上限額を下回っても、一旦納付された負担上限額との差額は返還しない。

（紹介者の要件）

第４条　紹介者とは、新規利用者に対してハブ拠点利用を誘引した既存の利用責任者であって、当該新規利用者の別表第１左欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表右欄に掲げる要件を満たすものをいう。

（紹介者の利用負担金の額）

第５条　紹介者の装置等の利用負担金の月額は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 当該紹介者が紹介した新規利用者の新規利用期間であって、かつ、当該紹介者が紹介した新規利用者の新規利用負担金の累積額が当該新規利用者の負担上限額に達するまでの期間（ただし、当該紹介者が新規利用者でもある場合にあっては、自身の新規利用者としての新規利用期間を除く。）

当該紹介者の利用内規第５条各号に掲げる区分に応じ利用負担金内規第３条及び第９条により算出したその月の利用負担金の総額から、当該紹介者が紹介した新規利用者の前月の標準利用負担金の総額の２分の１に相当する額を減額した額

(2) 当該紹介者が新規利用者でもある場合の、自身の新規利用者としての新規利用期間　第３条により算出したその月の新規利用者としての装置等の利用負担金の総額

(3) 前２号以外の期間　当該紹介者の利用内規第５条各号に掲げる区分に応じ利用負担金内規第３条及び第９条により算出したその月の装置等の利用負担金の総額

２　紹介者の装置等の利用負担金の累積額が、当該紹介者の負担上限額を超えた場合、当該紹介者に対し、当該超えた額の負担は求めないものとする。

３　紹介者は、利用を許可されたテーマごとに負担上限額をあらかじめ納付しておくことにより、当該利用を許可された期間中は、装置等の利用負担金を都度納付することなく、当該テーマにおいて装置等を利用することができる。この場合において、当該テーマの使用実績に応じた利用負担金の累積額が負担上限額を下回っても、一旦納付された負担上限額との差額は返還しない。

（内規の変更）

第６条　拠点マネージャーは、次の各号に掲げる場合には、利用責任者の同意を得ることなくこの内規を変更できるものとする。

(1) この内規の変更が、利用責任者の一般の利益に適合するとき。

(2) この内規の変更が、利用内規第２条の目的及びハブ拠点の利用目的に反せず、かつ、ハブ拠点管理上の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

２　前項による内規の変更にあたっては、内規の変更をする旨及び変更後の内規の内容並びに変更の効力発生日を、当該効力発生日までに相当な期間をおいてハブ拠点ホームページに掲示し、又は利用責任者に電子メールで通知するものとする。

附　則

この内規は、令和元年１０月１日から施行する。

附　則

この内規は、令和２年４月１日から施行する。

別表第１　紹介者の要件（新規利用者と紹介者の関係）

新規利用者の区分	要件
利用内規第５条第１項第１号（大学の教職員及び学生）及び第２号（学術研究を目的とする機関に所属し、研究に従事する者）に掲げる者	原則として、同一研究室等に属さない者
利用内規第５条第１項第４号（その他、運営責任者が特に必要と認めた者）に掲げる者	上記に準じる
利用内規第５条第１項第３号（企業等に所属し、研究開発に従事する者）に掲げる者	原則として、同一企業等に属さない者（ただし、同一企業等の場合であっても、事業場が異なる場合は異なる企業等とみなす。）

京都大学学際融合教育研究推進センターナノテクノロジーハブ拠点データ登録内規

（令和５年３月１７日拠点マネージャー裁定制定）

（趣旨）

第１条　この内規は、京都大学学際融合教育研究推進センターナノテクノロジーハブ拠点（以下「ハブ拠点」という。）が保有する装置等から創出されたデータ等の ARIM 事業のシステム（以下「ARIM システム」という。）への登録及び ARIM システムにより提供されるサービスに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　本内規において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1)　本サービス　ARIM システムによりデータ登録者（次号に定めるものをいう。）に提供されるサービスで、ユーザーアカウントを用いて ARIM システムへデータを登録し、自ら登録したデータの構造化データ（第１２号に定めるものをいう。）を利用できるサービスをいう。

(2)　データ登録者　次のア又はイに該当する者であって、この内規に同意して第５条により運営責任者に対して本サービスの利用を申請し、運営責任者がこれを承諾したものをいう。

ア　ハブ拠点の装置を利用し、かつ、当該装置から取得したデータの登録を申請する者

イ　ハブ拠点の共用装置の利用はしないが、自身の持つデータについてデータ登録を申請する者

(3)　ID-PW　データ登録者ごとにハブ拠点又は国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）が担うデータ中核拠点（第７号に定めるものをいう。）が発行する ID 及びユーザーが設定したパスワード（以下「PW」という。）をいう。

(4)　ARIM 事業機関　ARIM 事業に参画する次の２５機関をいう。

記

国立研究開発法人物質・材料研究機構　国立大学法人東北大学　国立大学法人東京大学　国立大学法人東海国立大学機構　国立大学法人京都大学　国立大学法人九州大学　国立大学法人北海道大学　公立大学法人公立千歳科学技術大学　国立大学法人山形大学　国立大学法人筑波大学　国立研究開発法人産業技術総合研究所　学校法人早稲田大学　国立大学法人東京工業大学　国立大学法人電気通信大学　国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学　国立大学法人信州大学　国立大学法人名古屋工業大学　学校法人トヨタ学園豊田工業大学　大学共同利用機関法人自然科学研究機構　国立大学法人大阪大学　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構　国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学　国立大学法人広島大学　国立大学法人香川大学

(5)　ARIM 事業従事者　ARIM 事業機関に所属する者で、かつ、ARIM 事業に従事する

ことを文部科学省へ届け出ている者をいう。

(6) データ利用者　次のア及びイのいずれの要件も満たす者であって、広域シェア（第１５号イに定めるものをいう。）のデータ利用をハブ拠点又はARIM事業機関が承諾したものをいう。

ア　外国為替及び外国貿易法（昭和２４年法律第２２８号）及び関連法令の要件を満たす者（第９号に定めるものをいう。）

イ　日本国内の法人に属し、当該法人の業務としてデータ利用を行う者

ただし、本学の安全保障輸出管理総括責任者が承認した場合に限り、イに該当しない自然人に対してもデータの利用を承諾する。

(7) データ中核拠点　データを蓄積し、及び管理する基盤を提供し、並びにデータを全国で利活用できる環境を整備する拠点をいい、その役割を機構が担うものをいう。

(8) データ利用者（データ中核拠点）　次のア及びイのいずれの要件も満たす者であって、本事業と連携するデータ基盤であるデータ中核拠点によって、データ中核拠点共用（第１５号ウに定めるものをいう。）のデータ利用を承認された者をいう。

ア　外国為替及び外国貿易法及び関連法令の要件を満たす者（次号に定めるものをいう。）

イ　日本国内の法人に属し、当該法人の業務としてデータ利用を行う者

(9) 外国為替及び外国貿易法及び関連法令の要件を満たす者　日本国に居住する日本人又は６か月以上日本国に居住をする外国人等の外国為替及び外国貿易法第６条第１項第５号に定める居住者（ただし居住者であっても特定類型に該当する者は除く。）をいう。

(10) 登録　データをARIMシステムにアップロードし、機構が当該データを管理できる状態にすることをいう。

(11) 登録データ　データ登録者が登録したデータをいい、次に掲げる生データ、提供データ及び入力データのいずれかを含む。

ア　生データ　データ登録者が装置利用した共用装置等からの創出ファイルに含まれるデータ及び各種の機器等のセンサーなどのログデータ（出力値）をいう。

イ　提供データ　ARIM事業や共用装置等とは関わりなくデータ登録者が元々所有するデータであって、ARIM事業のサービスを利用するためにデータ登録者より持ち込まれたファイルなどで提供されるデータをいう。

ウ　入力データ　ARIM事業が定めるウェブ登録画面若しくは登録様式で入力される書誌事項、材料情報、プロセス加工情報等、生データ又は提供データに係る付帯事項をいう。

(12) 構造化データ　登録データを、ARIMシステム、ARIM事業機関が独自に作成したプログラム又はARIM事業機関が購入したソフトウェア等によって、第三者の利用しやすい形式に整えたデータをいい、次に掲げる機械可読化データ、グラフデータ、

表データ、選定メタデータ、データセット及びデータカタログのいずれかを含む。

ア　機械可読化データ　登録データを ARIM 事業機関が独自に作成したコード、プログラム又は ARIM 事業機関が購入したソフトウェア等によって、加工、編集、抽出、統合、集計、分析等を行ったデータをいう。

イ　グラフデータ　機械可読化データ等から ARIM 事業機関が独自に作成したコード、プログラム又は ARIM 事業機関が購入したソフトウェアによって、一次元図、二次元図及び三次元図のグラフ並びに可視化図として出力したデータをいう。

ウ　表データ　機械可読化データ等から ARIM 事業機関が独自に作成したコード及びプログラム又は ARIM 事業機関が購入したソフトウェアによって、表組として出力したデータをいう。

エ　選定メタデータ　測定情報、装置設定情報、材料情報等のメタデータのうち、ＡＲＩＭ事業機関で定めた項目を抽出し、並びに語彙の変換及び表記の統制を行ったデータをいう。

オ　データセット　データ登録者が本サービスの利用を申請した利用課題単位ごとに登録データ並びに機械可読化データ、グラフデータ及び表データを ARIM 事業機関の仕様で一体化したものをいう。

カ　データカタログ　データセットの概要が抄録としてまとめられたものであって、データセットに書誌情報、選定メタデータのリスト等を加えて ARIM 事業機関で組版化したものをいう。

(13)　二次利用　データ登録者以外の第三者が、システムに登録されたデータをダウンロードし、当該データの加工、編集、複製、転載等を行う利用形態を指す。

(14)　知的財産権　特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権、その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利を指す。

(15)　登録データ及び構造化データの共用の形態は、非共用、広域シェア及びデータ中核拠点共用とし、それぞれの用語の意味は、次に掲げるとおりとする。

ア　非共用　データ登録者のみがアクセスでき、ARIM 事業従事者を含む第三者（第１６条第２号又は第３号の規定に基づきアクセスする ARIM 事業機関のシステム管理者若しくはネットワーク管理者を除く）も含めてアクセスすることができない状態をいう。

イ　広域シェア　次の３つの方式のいずれかにより、第１６条第４号から第９号までに定める利用範囲において ARIM 事業機関が、登録データ及び構造化データについて表示、検索及びダウンロードを管理している状態をいう。

(ｱ) アカウント方式　インターネットからのアクセスにおいて、ログイン ID、PW 等を要するなど一定のアカウント制限がかかった状態

(ｲ) 申込書方式　ファイル又は紙面による利用申請等の制限がかかった状態

(ｳ) オンサイト方式　ARIM 事業機関の内部に設置された情報端末機器のみでアクセスできる状態

ウ　データ中核拠点共用　データ中核拠点において ARIM 事業機関のほか、データ中核拠点のアカウントを持つデータ利用者（データ中核拠点）が、アクセスできる状態をいう。

（この内規の適用範囲及び変更）

第３条　この内規は、ハブ拠点が提供する本サービスの利用に伴う一切の事項に適用する。

２　ハブ拠点は、データ登録者の事前の承諾なく、この内規の内容について、ARIM 事業の目的に反せず、その実施に必要かつ相当な範囲で、随時変更することができる。変更後の内規は、その発効日の１週間以上前に、本サービスのウェブサイト上で掲示するほか、ハブ拠点が相当と判断する方法でデータ登録者に周知するものとする。変更後の内規の発効日以降における本サービスの利用をもって、データ登録者は変更後の内規に同意したものとみなす。

（通知）

第４条　本サービスに関するハブ拠点からデータ登録者への通知は、通知内容を電子メール、書面又は本サービスを提供するハブ拠点のウェブサイトに掲載する方法により行われるものとする。

２　前項の規定に基づき、ハブ拠点からデータ登録者への通知を電子メールの送信又は本サービスを提供するハブ拠点のウェブサイトへの掲載の方法により行う場合には、データ登録者に対する当該通知の効力は、それぞれ電子メールの送信又は当該ウェブサイトへの掲載がなされた時点から生じるものとする。

（利用の申請）

第５条　本サービスの利用を希望する者は、ハブ拠点が定める様式（以下「利用申請書」という。）による申請を行うものとする。この時、利用申請書において、第１５条第１項に定める範囲内で登録データ及び構造化データの非共用期間を指定することができる。

（利用の承諾）

第６条　ハブ拠点は、本サービスの利用を申請した者について、次の要件が全て満たされていると判断した場合に、当該者の本サービスの利用を承諾し、機構が ID を発行する。

(1) 第２条第２号ア又はイに該当する者であること。

(2) 本サービスの利用が、科学技術に関する教育又は研究開発を目的としたものであること。

(3) 本サービスの利用申請及び利用負担金の支払は課題ごとに行う必要があることを理解し、特定の課題にかかる利用の承諾をもって、当該課題以外のために本サービスを利用しないこと。

(4) ARIM 事業機関において登録データをもとに構造化データが作成されること並びに登録データ及び構造化データについて第５条および第１５条第１項に基づく非共用

期間のあと広域シェアの状態で第三者へ共用されることに同意していること。

(5) この内規及びハブ拠点より固有の特約等が示された場合の当該特約等に同意していること。

(6) 第 11条に定める遵守事項若しくは第 21条に定める禁止事項に違反しない旨を誓約したこと。

(7) この内規に違反しない旨を誓約したこと。

(8) 過去にこの内規に違反した事実がないこと。

(9) 所属法人の属性その他の事項を考慮し、当該者に本サービスを利用させることが不適切となる事情が確認できないこと。

２　ハブ拠点が本サービスの利用申請者に対し利用の承諾を通知しことをもって、当該利用申請者は、当該利用申請にかかる課題のために本サービスを利用するうえでデータ登録者となる。同時に、当該利用申請者とてハブ拠点との間で、この内規を内容とする利用許諾が成立するものとする。

３　データ登録者には、京都大学学際融合教育研究推進センターナノテクノロジーハブ拠点の利用に係る負担金に関する内規（平成２３年３月２３日拠点マネージャー裁定）の規定が適用される。

４　データ登録者は、利用申請書の内容が、ARIM 事業従事者間で共有されることに同意するものとする。

（データ登録期間）

第７条　データ登録は、利用申請書においてデータ登録者が指定したデータ登録予定日から当該登録予定日の属する年度の末まで行うことができる。

（利用登録の変更）

第８条　データ登録者は、自らについて、住所、名称、電話番号、メールアドレスその他利用申請書に記載した事項について変更があったときは、すみやかにハブ拠点へ変更内容を届け出るものとする。

２　データ登録者が前項の届出を怠ったことにより、データ登録者又はその他の者に生じた損害について本学は一切責任を負わない。

（ID-PW の管理）

第９条　データ登録者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

２　ＡＲＩＭ事業機関は、ID-PW の管理や使用状況に起因するデータ登録者又はその他の者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(1) ID-PW を自分以外の第三者に、開示し、貸与し、又は共有しないこと。

(2) ID-PW の漏えい及び不正使用が生じないよう厳重に管理すること。ありがとう

３　データ登録者以外の者が ID-PW を用いて、本サービスを利用したことにより ARIM 事業機関に損害が生じた場合には、当該 ID-PW を管理するデータ登録者が当該損害を賠償するものとする。場ただし、ハブ拠点の責めに帰すべき事由により、データ登録者

の ID-PW が不正使用された場合はこの限りではない。

（データの権利）

第１０条　データ登録者の本サービスの一切の利用行為（データ登録を含む。）は、第１３条に定める登録データの利用許諾を除き、本学又は第三者に対して、登録データに関する著作権その他の知的財産権を譲渡するものではない。

２　データ登録者は、構造化データに関する限りで登録データにかかる一切の権利を放棄し、構造化データに関する著作権その他の知的財産権の一切が本学に帰属することに同意する。ただし、本学は、本内規に定める範囲において、データ登録者、ARIM 事業従事者又はデータ利用者による構造化データの利用を許諾するものとする。

３　登録データ又は構造化データの利用に基づき生じた発明、考案、創作等にかかる知的財産権は、本学に帰属しない。ただし、本学に帰属する者により創出された場合などで、本学規程に基づき本学が知的財産権を取得することとなる場合は、この限りでない。

（データ登録に関する遵守事項）

第１１条　データ登録者は、ARIM システムにデータを登録するにあたっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 登録するデータが提供データである場合、次に掲げる要件をすべて満たすものに限ること。

ア　登録するデータが、データ登録者自身が権利を有するデータ又は第三者が権利を有するデータについては、ARIM システムへの登録、共用、公開等この内規で定めるデータの利用について、当該権利者から許諾を得ていることが証明できること。

イ　ARIM システムへの登録が、著作権法、個人情報の保護に関する法律その他の法令に抵触しないものであり、かつ、第三者の権利を侵害しないものであること。

ウ　登録されるデータ及び ARIM システムへの登録が、情報セキュリティ上の問題を生じさせるおそれがないものであること。特に、実行ファイルを伴うデータである場合は、当該実行ファイルの安全性について確証が持てるものであること。

(2) データを登録するに当たっては、次に掲げるところによること。

ア　登録にあたり ARIM システムが要求する情報（登録するデータの書誌情報、メタデータ、出典等をいう。）を漏れなく入力すること。

イ　当該データの内容に関し責任を持つべき者を明らかにすること。

（登録データの適切性の確保）

第１２条　登録データについて、誤りやデータ登録者以外の者の権利を侵害している等の指摘が第三者からハブ拠点になされた場合、ハブ拠点からその連絡を受けたデータ登録者は、自らの責任で適切な対応をするものとし、ハブ拠点は登録データの適切性の確保について、何らの義務も負わない。

２　ハブ拠点は、登録データが前条各号のいずれかに違反すると判断したときは、データ登録者の同意を得ることなく、当該データを削除し、又は非表示とすることができる。

当該措置に起因するデータ登録者又はその他の者の損害については、データ登録者が賠償責任を負うこととし、ハブ拠点は一切の責任を負わないものとする。

（登録データの利用許諾）

第１３条　データ登録者は、ハブ拠点及びARIM事業機関に対し、登録データに関して次の利用を許諾する。この利用許諾は、無期限に撤回不能であり、ハブ拠点とデータ登録者間の利用契約が終了した後も継続するものとする。この利用許諾により、データ登録者は、自身が登録した登録データを第三者へ譲渡した場合においても、ARIM事業機関が、当該登録データの利用を継続すること、並びにこれらの管理を継続するについて同意するものとする。

(1) 登録データをハブ拠点又はARIM事業機関が独自に作成したコード等によって、加工、編集、抽出、統合、集計、分析等を行って構造化データとすること。

(2) 登録データ及び構造化データをハブ拠点又は ARIM 事業機関のデータベースに格納すること。

(3) 登録データ及び構造化データをハブ拠点又は ARIM 事業機関間のデータベースへ複製又は移転をすること。

(4) 登録データ並びに構造化データをデータ登録者の申請のもと、データ中核拠点の本事業以外のデータベースへ複製又は移転をすること。

(5) ARIM事業機関が登録データ又は構造化データを第１６条に規定するデータ利用範囲内において第三者（データ登録者を含む。）へ利用させること。

２　登録データに著作物等の知的財産が含まれている場合、データ登録者は、ARIM事業機関に対し、当該知的財産及びこれに係る権利を前項の範囲で利用することについて、無償で許諾するものとする。第三者が当該知的財産について権利を有する場合、データ登録者は ARIM 事業機関に対し、当該知的財産及びこれに係る権利を前項の範囲で利用することについて、当該第三者から許諾を得ていることを保証する。

（データ登録の主体）

第１４条　ネットワークに接続している装置から創出されるデータを登録する場合には、データ登録者自身が直接、データ登録を行うものとする。ただし、第５条の申請において、事前にハブ拠点のARIM事業従事者への登録代行を申請し、ハブ拠点が許可した場合はこの限りではない。

２　ネットワークに接続していない装置等から創出されるデータを登録する場合には、ハブ拠点の ARIM 事業従事者にデータを預けた上で、ARIM 事業従事者が代行してデータをシステムへ登録することができる。

（データ共用の区分）

第１５条　登録データ及び構造化データは、一定の期間、非共用とし、非共用期間は、次の各号に掲げる開始日から満了日までとする。

(1) 開始日　利用申請書において、当該利用申請にかかる課題のために本サービスを利

用する始期として、データ登録者が指定する利用開始日

(2) 満了日　利用開始日の属する年度の末の翌日から起算して２年までの間で、本サービス利用申請書においてデータ登録者が指定する日

２　データ登録者は、非共用期間中にハブ拠点が定めた申請書を提出することにより、非共用期間を短縮又は延長することができる。この場合における延長期間は、本学が別に定めた場合を除き最長１年間とする。

３　前２項の規定にかかわらず、ハブ拠点は、ハブ拠点が別途指定した国家プロジェクトや外部資金課題等に係る本サービスの利用については、非共用期間を任意に定めることができるものとする。

４　非共用期間の満了日の翌日から、登録データ及び構造化データの利用は広域シェアへと移行する。

５　広域シェアとなったデータのうち、次の各号に掲げる構造化データについては、データ登録者の申請に基づき、ハブ拠点はデータ中核拠点の ARIM 事業以外のデータベースへ複製又は移転することができるものとする。

(1) 主となるデータが論文等で公知となっている構造化データ

(2) 主となるデータと同じ材料のデータが論文等で公知である又は購買などを通じて一般入手が可能である構造化データ

（データの利用範囲）

第１６条　非共用又は広域シェアの対象となっているデータの利用範囲は、次のとおりとする。

(1) 非共用においては、データ登録者のみが、自身の登録データ及び構造化データについて、閲覧、検索、編集、ダウンロード及び利用をすることができる。

(2) 前号にかかわらず、非共用期間中であっても、ネットワークやシステムなどの障害対応やメンテナンスの実施に限り、ARIM 事業機関のシステム管理者、ネットワーク管理者はデータセットの表示・検索・ダウンロードなどの操作を行えるものとする。

(3) ARIM 事業機関のシステム管理者、ネットワーク管理者は非共用期間中であっても登録されたデータファイル数、データ量、登録日などのシステム管理に必要な統計情報を取得できるものとする。

(4) 広域シェアとなっている登録データは、ARIM 事業従事者のみが、事業の運営やサービスの向上等の事業に資する目的に限り、閲覧、検索、編集、ダウンロード及び二次利用することができる。ただし、政府機関の特別な要請に基づき当該政府機関に提供される場合及び登録データを生成した装置の性能向上のため当該装置のメーカーに提供される場合は、これらの者も利用できるものとする。

(5) データ登録者は、広域シェアとなっている登録データのうち自身が登録したデータについてのみアクセス権を有する。

(6) 登録データは、データ利用者に共用されない。ただし、登録データのうち顕微鏡撮

影画像などの画像データや動画ファイルなどであって、登録時に ARIM システム又は ARIM 事業機関が独自に作成したプログラム若しくは ARIM 事業機関が購入したソフトウェア等を用いることなくノイズ除去、圧縮など画像処理されたデータについては、ARIM 事業機関において複製、フォーマット変換、リサイズ、メタデータの削除などの編集や加工を行ったうえで、データ利用者に提供することができるものとする。

(7) 広域シェアとなっている構造化データについて、ARIM 事業機関は、閲覧、検索、編集、ダウンロード、二次利用、及び第三者への有償・無償による提供をすることができる。

(8) 広域シェアとなっている構造化データについて、データ利用者は、閲覧及び検索することができる。

(9) ARIM 事業機関への申し込みに基づき、ARIM 事業機関から構造化データが提供された場合若しくはダウンロード権限が付与された場合に限り、データ利用者は当該データの編集などの二次利用をすることができる。

(10) データ中核拠点共用の利用範囲についてはデータ中核拠点が別途定めるところによるものとする。

（データの編集及び削除）

第１７条　データ登録者は、広域シェアとなった後においては、データカタログのみ編集を行うことができるが、構造化データの編集を行うことはできない。

２　非共用期間中においては、登録者は登録データ及びその構造化データをデータセットから削除することができる。ただし、削除されたデータは復旧することができる。その削除及び復旧に係る個別の問い合わせについてハブ拠点は応じない。

３　データ登録者が ARIM システムへデータ登録したデータ数に対し、合理的に認められる範囲を超えたデータの削除が認められた場合には、ハブ拠点はデータ登録者に対し本サービスの利用を停止することがある。なお、サービスの停止に至った場合、その理由、停止の水準等についての問合せにはハブ拠点は応じない。

（登録データの非表示化）

第１８条　データ登録者は、本サービスの利用申請時又はその後に氏名及び所属機関名の非表示（閲覧又は検索での対象とはならず、かつ、データ提供においても、当該項目は削除されて共用されることをいう。）を指定した場合には、ハブ拠点は登録データ及び構造化データについて、次の各号に掲げる部分を非表示とすることができるものとする。

(1) 課題番号

(2) データ登録者の氏名

(3) データ登録者の所属機関名

（データの外国為替及び外国貿易法への対応）

第１９条　登録データ及び構造化データの外国為替及び外国貿易法への対応は、次のとお

りとする。

(1) データ登録者は、登録データ及び構造化データ(当該データ登録者の登録データに基づいて作成された構造化データに限る。以下、本号において同じ。）は、外国為替及び外国貿易法の規制対象となり得ることを理解し、外国為替及び外国貿易法及び関連法令の要件を満たす者以外の者には登録データ及び構造化データを提供しないものとする。非共用期間中にデータ登録者が第三者へデータ提供を行う場合には、当該第三者が外国為替及び外国貿易法及び関連法令の要件を満たす者である事の確認は、データ登録者が行うものとし、その結果についてもデータ登録者が責任を負うものとする。

(2) 広域シェアとなっている登録データ及び構造化データについては、ＡＲＩＭ事業機関によるデータ利用者及びデータ利用者（データ中核拠点）への提供にかかる外国為替及び外国貿易法への対応は、ＡＲＩＭ事業機関が行うものとする。

（データの有償提供について）

第２０条　ＡＲＩＭ事業機関は広域シェアとなっている構造化データについては、有償でデータ利用者に提供できるものとし、有償提供で得た収益は、ARIM 事業のサービス維持と向上のために資せられ、収益はデータ登録者には還付されない。

（禁止事項）

第２１条　データ登録者は、本サービスの利用に際し、次の各号に該当する行為を行ってはならない。

(1) この内規に違反する行為

(2) 第５条に基づく本サービスの利用申請書に記載した利用課題以外の目的での利用行為

(3) 構造化データの販売又は賃貸

(4) 構造化データをコンテンツ又はその一部のサンプルデータとして書籍、電子媒体等により出版、頒布、アップロード又は公衆送信する行為

(5) 構造化データを含むデータベース等を構築しこれを利用した営利、商用事業やサービス（第三者への有料でのデータ提供サービス等をいう。）を行うこと。

(6) 構造化データの内容に基づいた有償のセミナーや有償の講演会を行うこと（政府、大学等が主催、共催、後援をする講演会等において、ARIM 事業従事者が発表するものを除く。)。

(7) 構造化データを本条第３号から第６号までの行為を行おうとする者又はその可能性がある者に提供する行為

(8) 法令に違反する行為

(9) 外国為替及び外国貿易法及び関連法令において許可なく提供が禁止されている者に登録データ又は構造化データを提供する行為

(10) 公序良俗に反する行為

(11) 第三者の権利を侵害する行為

(12) ＡＲＩＭ事業機関、本サービスの他のデータ登録者又はその他の第三者に不利益又は損害を与える行為

(13) 本サービスを構成するサーバ、ネットワーク等機器に関する次の行為

ア　過度な負担をかける行為

イ　不正アクセス、スクレイピング等、その仕様又は利用に支障を与える行為

ウ　解析、リバースエンジニアリングその他ソースコードを取得する行為

エ　その全部又は一部を他のソフトウェアに組み込む行為

オ　不正なデータ又は命令を入力する行為

（情報機器等のセキュリティ管理）

第２２条　データ登録者は、データ登録者において維持管理を要する情報機器（個人又は研究室のパーソナルコンピュータ等）、ソフトウェア、システム等を使用して本サービスを利用するときは、自己の責任において当該情報機器等のセキュリティを適切に管理するものとする。データ登録者は、当該管理により生じた結果につきＡＲＩＭ事業機関に対し全責任を負うものとする。

（提供の中断）

第２３条　ハブ拠点は、次の各号のいずれかに該当する場合、データ登録者への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとする。

(1) ARIM システム及び本サービスに供するサーバーコンピュータ等の設備の保守を行う場合

(2) 停電若しくはインターネット接続の不具合が発生したとき又は発生するおそれがあるとき

(3) ARIM システム又は本サービスに供するサーバーコンピュータ等の設備に支障が生じ、又はそのおそれがある等、ハブ拠点の業務の遂行に支障が生じるとハブ拠点が必要性を認めた場合

(4) 日本又は日本以外の国の公権力（公的機関を含む。以下「公的機関等」という。）による命令、処分、要請等があった場合

(5) その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合

２　ハブ拠点は、ARIM システム又は本サービスに供する設備の定期点検を行うため、データ登録者に３日前までに通知の上、本サービスの提供を一時的に中断することができるものとする。

３　ハブ拠点は、データ登録者が本内規に違反した場合又は違反するおそれが高いと判断した場合には、データ登録者への事前の通知又は催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとする。

４　ハブ拠点は、前３項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関してデータ登録者、その他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を

負わないものとする。

（登録利用上の権利義務の譲渡等）

第２４条　データ登録者は、本サービス利用上の地位を第三者に移転し、又は本サービスの利用から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ、又は担保として提供等することはできない。

（データ登録者が行う契約の解約）

第２５条　データ登録者は、ハブ拠点に対してハブ拠点の所定の方法により通知することにより、本サービスの利用契約を解約することができる。

２　前項の解約に係る通知による契約終了日は、解約通知が１５日までにハブ拠点に到達したときは当月末日、１６日以降に到達したときは翌月末日とする。この場合において、ハブ拠点に対し、登録利用に関連する債務があるときは、データ登録者は直ちにその全てを弁済するものとする。

（本学が行う契約の解除）

第２６条　本学は、データ登録者が次に掲げる事由のいずれかに該当した場合には、当該データ登録者に対し何らの催告をすることなく直ちに本サービスの利用契約を解除することができるものとする。本条に基づく解除は、第２９条に定める損害賠償請求を妨げない。

(1) この内規に違反した場合

(2) 手形、小切手が不渡りとなった等、支払を停止した場合その他信用状態が悪化したと認められる相当の事由がある場合

(3) データ登録者の行為（不作為を含む。）により、本学においてデータ登録者が本サービスの提供を受けるために不可欠な許可その他関連資格が取り消される可能性があるとハブ拠点が合理的に判断した場合

(4) 差押、仮差押、仮処分若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分等を受けた場合

(5) 破産手続若しくは個人民事再生手続開始の申立てがあった場合

(6) 後見開始又は保佐開始の審判があった場合

(7) 教育又は研究開発目的外での使用等、第６条第１項各号のいずれかを満たさなくなったとき、又は満たさない可能性があるとき。

(8) ハブ拠点若しくはARIM事業機関又は本サービスに関し、虚偽の情報を流布するなどにより運営を妨害し、又は本学若しくはARIM事業機関の信用を毀損したとき。

(9) 外国為替及び外国貿易法及びその関連法令並びに適用となる自国及び外国の輸出管理に関する法令及び規則に違反したとき又は違反した可能性若しくは違反する可能性があるとき。

２　前項の規定により本学が本サービスの利用契約を解除した場合、当該データ登録者は、本学に対して負う債務があるときは、直ちにその全額を弁済するものとする。

３　第１項の解除に起因してデータ登録者又はその他の者に生じた損害について、本学は一切の責任を負わないものとする。

（継承）

第２７条　本事業終了に伴う本サービスの終了において、ハブ拠点及び ARIM 事業機関は、登録された登録データ、構造化データ、データセット、データタログ等を抹消することなく、新たな機関等に継承できるものとする。

（非保証、免責）

第２８条　本学は、本内規で明示的に定める場合を除き、本サービスの提供に関し、明示的であるか黙示的であるかに関わらず、いかなる保証（特定目的への適合性、機能及び効果の有効性、サービスの品質、脅威に対する安全性、商品性、完全性、正確性、複製又は移設等されたデータの同一性又は整合性、第三者の権利の非侵害性、本サービスに基づきデータ登録者に提供される機器及び設備の正常な稼働、本サービスの定常的な提供等を含むが、これらに限らない）も行わないものとする。

２　ハブ拠点は、この内規で明示的に定める場合を除き、本サービスの利用に関し、データ登録者又は第三者が被ったいかなる損害（本サービスの利用の不能、本サービスにより提供される機器・設備・ソフトウェアの不具合又は故障、本サービスの提供の遅延、データ登録者が本サービスに提供したデータ及びデータの活用事例の損壊又は消失及び第三者による盗用又は漏えい、ウイルス、マルウェア等への感染、第三者による不正アクセス、クラッキング及びセキュリティホールの悪用等による損害を含むが、これらに限らない。以下同様とする。）について、債務不履行責任、不法行為責任その他の国内外の法令上の責任について、賠償の責任を負わないものとする。

３　データ登録者の本サービスの利用に起因して日本又は日本以外の国における第三者とハブ拠点又はデータ登録者との間に発生した紛争に関しては、当該データ登録者が自らその責任と費用負担において解決するものとし、本学は一切責任を負わない。

４　本学は、天災地変、戦争、暴動、内乱その他の不可抗力、日本又は日本以外の国の法令の制定及び改廃、公的機関等による命令、処分又は要請、インターネットの利用制限、インターネットを経由した通信の一部のフィルタリング又は遮断、争議行為、輸送機関又は通信回線の障害その他の ARIM 事業機関の責めに帰することができない事由による本サービスの全部又は一部の履行遅滞又は履行不能について、データ登録者に対して何らの責任を負わないものとする。

（損害賠償）

第２９条　データ登録者がこの内規の定めに違反することによって、本学若しくは ARIM 事業機関又は第三者に損害が生じた場合には、データ登録者はその損害を賠償する責任を負う。

（反社会的勢力の排除）

第３０条　データ登録者は、ハブ拠点に対し、次の各号の事項を確約するものとする。

(1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。

(2) 自らの所属組織及びその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。

(3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、利用契約を締結するものでないこと。

(4) 自ら又は第三者を利用して、この内規に係る申請に関して次の行為をしないこと。

ア　ハブ拠点及びハブ拠点の ARIM 事業従事者に対し脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ　偽計若しくは威力を用いてハブ拠点の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

２　ハブ拠点は、データ登録者が前項各号のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずして、利用の全部又は一部を解除することができる。

３　前項の規定により利用が解除された場合には、データ登録者は、解除により生じる損害について、ハブ拠点に対し、何ら請求を行うことができないものとする。

（残存条項）

第３１条　本サービスの利用契約が終了した後も、第９条第３項、第１０条、第１２条、第１３条、第１５条第４項及び第５項、第１６条、第１８条から第２１条、第２２条後段、第２３条第４項、第２４条、第２６条第２項及び第３項、第２７条、第２８条、第２９条、第３０条第３項並びに本条から第３３条までは、引き続き有効に存続するものとする。

（準拠法）

第３２条　この内規は、日本国の法令に準拠するものとする。

（紛争の解決）

第３３条　この内規に関して、ハブ拠点及びデータ登録者間で意見又は認識の食い違いその他の紛争が発生した場合には、当事者間で誠実に協議し、その解決に努めるものとする。

２　本学及びデータ登録者は、本サービス又はこの内規に関連する一切の紛争については、京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附　則

この内規は、令和５年４月１日から施行する。